

高岡市電子入札実施要領

平成 22 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は高岡市契約に関する規則の規定に基づき、本市が発注する入札手続きを電子入札システムにより実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の定める各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 高岡市契約に関する規則第 28 条に規定する電子入札をいう。
- (2) 電子入札システム 入札事務をインターネットを使用して処理する電子情報処理組織のことをいう。
- (3) 紙入札 紙の入札書(以下「紙入札書」という。)により入札することをいう。
- (4) IC カード 電子署名及び認証事務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 4 条第 1 項の認定を受けた者(以下「認証局」という。)が発行した電子証明書を格納したカードをいう。

(入札の手続き)

第 3 条 入札者は、市長が指定する入札書の受付期間(以下「入札期間」という。)に、入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 電子入札システムにより入札手続きを実施した場合において、やむを得ず紙入札書により入札に参加しようとする者は、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

(入札の辞退)

第 4 条 入札者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと認められる場合は、書面により入札辞退届を提出することができる。

(開札)

第 5 条 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。ただ

し、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができる。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、電子入札を無効とする。

- (1) 電子入札書が入札期間内に到達しない場合。
- (2) 認証局が発行したICカードが不正な手段により改ざんされた事項を含むとき。
- (3) ICカードを不正に取得した者が入札したとき。

(雑則)

この要領に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。